

静岡県告示第95号の2

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）第9条第1項の規定により、令和3年静岡県告示第619号（令和3年熱海伊豆山地区の土石流に係る県税の申告、納付等の期限延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和3年7月3日から令和4年3月30日までの間に到来するものについて、令和4年3月31日とする。

令和4年2月10日

静岡県知事 川 勝 平 太